

令和元年度 第2回
松川町地域公共交通対策協議会 次第

日時 令和元年9月24日(火) 午前10時00分
場所 松川町役場 2階 協議会室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 協議事項

(1) デマンド運行について

①運行ルールの変更について

< P 3 ~ 5 >

②実証運行実施に伴う補正予算について

< P 6 >

(2) 消費税率引上げに伴う運賃について

< P 7 >

4. その他

5. 閉 会

松川町地域公共交通対策協議会名簿

【敬称略・順不同】

所属団体等	役職	氏名	備考
松川町	町長	宮下 智博	会長
松川町社会福祉協議会	会長	水野 一昭	副会長
伊那バス株式会社	代表取締役	藤澤 洋二	
丸茂自動車有限会社	代表取締役	片桐 実	
大島地区代表	古町区長	中川 初俊	
上片桐地区代表(区長会長)	上片桐区長	大澤 今男	
生田地区代表	部奈区長	林 貞喜	
松川町商工会	会長	小澤 文人	
松川町女性団体連絡協議会	理事	宮島 和子	
松川町福祉を考える会	会長	原 節子	
国土交通省北陸信越運輸局 長野運輸支局	首席運輸企画 専門官	芦澤 千恵子	
長野県南信州地域振興局	局長	土屋 智則	
長野県飯田建設事務所	所長	丸山 義廣	
飯田警察署	署長	福澤 政徳	
松川町建設課	課長	小沢 雅和	
伊那バス労働組合	自動車対策部長	唐木 達也	
松川町教育委員会	教育長	高坂 敏昭	

事務局

松川町副町長	久保 友二	幹事長
松川町まちづくり政策課長	小木曾 雅彦	事務局長
松川町まちづくり政策課リニア・公共交通係長	佐々木 保	事務局員
松川町まちづくり政策課リニア・公共交通係	河野 通祥	事務局員

運行ルールの変更

前回協議会で示した運行ルール（案）について、以下の通り変更します。

No.	変更前	変更後
1	運行方向 伊那大島駅、役場等が立地する町中心部から生田地域方面への運行とする。	運行方向は、町中心部と生田地域の間を双方向に移動できるよう運行する（町中心部↔生田地域）。 ただし、デマンドタクシーは現行の定時定路線バスに比べ、運行時間が増加することから、2便の運行とする。（※1）
2	乗車ポイント デマンドタクシーに乗車できるのは以下の7つの停留所とする。 (ア) 社協前 (イ) 日赤病院 (ウ) 農協前 (エ) 役場前 (オ) 中塚医院 (カ) 伊那大島駅 (キ) キラヤ前	上記、運行方向の変更に伴い、 乗降ポイント を設定する（乗車も降車も可能とする）。 【乗降ポイント（※2）】 (ア) 登録した自宅 (イ) 七相停留所 (ウ) 馬坂停留所 (エ) 宮ヶ瀬停留所 (オ) 社協前 (カ) 日赤病院 (キ) 農協前 (ク) 役場前 (ケ) 中塚医院 (コ) 伊那大島駅 (サ) キラヤ前
3	降車ポイント 降車できるのは、原則として登録した自宅、七相停留所、馬坂停留所、宮ヶ瀬停留所のみとする。 例外として、道路幅員が狭く自宅まで車両が進入できない場合や積雪時に自宅前まで車両が進入できない場合は、運行事業者（ドライバー）が指定する自宅付近で降車してもらう。	(ア) については、道路幅員が狭く自宅まで車両が進入できない場合や積雪時に自宅前まで車両が進入できない場合は、運行事業者（ドライバー）が指定する自宅付近での乗降とする。

※1 現行の定時定路線は、3便（11:17発）、4便（13:40発）、5便（15:00発）の運行がありますが、デマンドタクシーでは2便での運行とします。（次頁参考資料参照）。
 1便（7:30発）、2便（10:00頃発）はこれまでどおり、運行曜日限定の定時定路線バスとして運行します。3便、4便はデマンドタクシーとして毎日運行します。デマンド3便（11:30発）は午前の診療後・買物後の帰宅と午後の通院、デマンド4便（15:00発）は午後の診療後・買物後の帰宅を主な利用者層として設定しています。

※2 乗降ポイントは下図のとおり



生田地域内は登録した自宅が乗降ポイントとなる

M4 生田循環 峠部奈線

月・水・金曜日運行

停留所	1便(午前1)	2便(午前2)	停留所	3便(昼)	4便(午後)
	生田地区～大島方面			大島方面発～生田地区着/発～大島方面着	
	定時定路線バス			デマンドタクシー	
	時刻	時刻		時刻	時刻
社協前	7:30		社協前	11:30	15:00
伊那大島駅	7:33		日赤病院		
福与辻	7:42		農協前		
農協生田支所	7:52		役場前		
↓	↓		中塚医院		
下峠	8:10	10:00	伊那大島駅		
峠マレットゴルフ場上	8:13	10:03	キラヤ前		
峠会所前	8:15	10:05	(七椏停留所)		
一本松	8:17	10:07	(馬坂停留所)		
並木前	8:18	10:08	(宮ヶ瀬停留所)		
長ぞうれ	8:20	10:10			
上峠	8:23	10:13	生田地区 木戸	12:00～12:30	15:30～16:00
隧道口	8:24	10:14			
溝沢	8:26	10:16			
大堤	8:30	10:20			
新畑前	8:31	↓			
第4会所入口	8:32	↓			
展望公園入口	8:33	↓			
妻の神	↓	10:21			
部奈文化伝承センター	↓	10:22			
部奈辻	8:35	10:23			
水槽前	8:36	10:24			
生田発電所前	8:39	10:27			
宮ヶ瀬	8:40	10:28			
馬坂	8:41	10:29			
七椏	8:42	10:30			
將軍塚入口	8:43	10:31			
新井	8:45	10:33			
ぺっかん前	8:46	10:34			
キラヤ前	↓	10:35			
伊那大島駅	8:47	10:37			
農協前	8:49	10:39			
日赤病院	8:51	10:41			
社協前	8:52	10:42			
役場前(着)	8:53	10:43			
役場前(発)	8:55	10:45			
東浦	8:58	10:48			
上大島公民館	8:59	10:49			
松尾酒店	9:00	10:50			
斉藤モータース前	9:01	10:51			
檜原	9:02	10:52			
プール前	9:04	10:54			
清流苑	9:05	10:55			
プール前	9:06				
檜原	9:08				
斉藤モータース前	9:09				
松尾酒店	9:10				
上大島公民館	9:11				
東浦	9:12				
役場前(着)	9:15				
役場前(発)	9:17				
農協前	9:19				
日赤病院	9:21				
社協前	9:22				
伊那大島駅	9:24				
ぺっかん前	9:25				
新井	9:26				
キラヤ前	9:28				

M5 生田循環 中山柄山線

火・木・土曜日運行

停留所	1便(午前1)	2便(午前2)	停留所	3便(昼)	4便(午後1)
	生田地区～大島方面			大島方面発～生田地区着/発～大島方面着	
	定時定路線バス			デマンドタクシー	
	時刻	時刻		時刻	時刻
社協前	7:30		社協前	11:30 ↑	15:00 ↑
伊那大島駅	7:33		日赤病院		
福与辻	7:42		農協前		
石橋	7:49	9:43	役場前		
塩倉	7:50	9:44	中塚医院		
農協生田支所	7:52	9:46	伊那大島駅		
中山辻	7:58	9:48	キラヤ前		
中山3会所	8:00	9:50	(七椏停留所)		
丸ぼつき	8:01	9:51	(馬坂停留所)		
ねずみ尾	8:03	9:53	(宮ヶ瀬停留所)		
教員住宅前	8:05	9:55			
柄山下	8:14	10:04	生田地区 木戸	12:00～12:30	15:30～16:00
上峠	8:16	10:06			
宇志路	8:17	10:07			
かじや	8:20	10:10			
橋場	8:22	10:12			
長峰	8:27	10:17			
本洞入口	8:30	10:20			
倉平	8:35	10:25			
福与辻	8:37	10:27			
工業団地入口	8:37	10:27			
宮前	8:38	10:28			
福与保育園前	8:39	10:29			
生田発電所前	8:40	10:30			
宮ヶ瀬	8:41	10:31			
馬坂	8:42	10:32			
七椏	8:43	10:33			
将軍塚入口	8:44	10:34			
新井	8:46	10:36			
ぺっかん前	8:46	10:36			
キラヤ前	↓	10:38			
伊那大島駅	8:47	10:40			
役場前(着)	8:49	10:42			
役場前(発)	8:51	10:44			
農協前	8:53	10:46			
日赤病院	8:55	10:48			
社協前	8:56	10:49			
名子原会所	8:58	10:51			
斉藤宅前	9:00	10:53			
檜原辻	9:02	10:55			
プール前	9:04	10:57			
清流苑	9:05	10:58			
プール前	9:06				
檜原辻	9:08				
斉藤宅前	9:10				
名子原会所	9:12				
社協前	9:14				
日赤病院	9:15				
農協前	9:17				
役場前(着)	9:19				
役場前(発)	9:21				
伊那大島駅	9:23				
ぺっかん前	9:24				
新井	9:25				
キラヤ前	9:27				

2019年10月からの消費税率引上げに伴うコミュニティバス運賃の料金改定について

1. 国土交通省通知（平成31年3月12日付け国自旅第277号より抜粋）

（1）基本的な考え方

消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、乗合バスの運賃・料金においてもこれを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。

（2）改定上限運賃・料金の算出方法

現行上限運賃に110/108を乗じて改定賃率を求め、これにより改定上限運賃を算出する。

2. 国土交通省通知により算出した運賃

	大人	小学生・中学生・高校生
現行	200円	100円
110/108	204円	102円

3. 運賃改定の経過

平成22年4月からの本格運行開始時より現行の運賃体系で運行してきており、平成26年4月の消費税率引上げ（5%→8%）の際は、運賃据え置きとしてきた。

4. 今回の消費税率引上げに伴う運賃改定の対応〔事務局案〕

バスの利用者が、主に高齢者の通院・買い物と高校生の通学であり、交通弱者対策として運行していること、また平成22年4月の運行開始当初から運賃を100円単位として、利用者に利用しやすい料金設定としてきたことに鑑み、今回の消費税率引上げにおいても現行運賃を据え置きとしたい。